

納付方法など

1 振替することができなかった場合の納付方法について

預貯金残高不足などの理由により振替することができなかった場合は、再度、口座振替の手続きをすることができませんので、納付書裏面に記載してある納付場所へ納付してください。この納付書は、納付期限後も、使用することができます（コンビニエンスストア等で納付される場合は、納付書に記載している取扱有効期限まで使用することができます。）。

2 振替される金融機関の変更等について

次の場合は、お早めに手続きをしてください。

- (1) 口座振替を取りやめるとき
依頼先の金融機関へ振替停止の申込みをしてください。
- (2) 振替する金融機関を変更されるとき
変更前の金融機関へ振替停止の申込みをするとともに、変更先の金融機関へ振替依頼の申込みをしてください。
- (3) 金融機関は変更されず、振替する店舗を変更されるとき
変更前の店舗へ振替停止の申込みをするとともに、変更先の店舗へ振替依頼の申込みをしてください。
- (4) 金融機関の店舗は変更されず、振替する口座を変更されるとき
依頼先の金融機関へ変更前の口座の振替停止及び変更後の口座の振替依頼の申込みをしてください。
- (5) 住所又は氏名が変更となったとき
ア 広島市内にお住まいの方
依頼先の金融機関へ変更の届出をしてください。
イ 広島市外にお住まいの方
依頼先の金融機関へ変更の届出をするとともに、表面に記載してある区役所福祉課へ御連絡ください。

● 保育料の延滞金について

延滞金は、納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、一の月の納付額（この納付額が2,000円未満の場合にはその全額を、納付額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数金額は切り捨てます。）に年14.6%（注1）（納付期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%（注2））の割合を乗じて算出します。（注3）

- (注1) 延滞金特例基準割合（※）が年7.3%の割合に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（延滞金特例基準割合が年7.3%以上の場合は年14.6%）となります。
- (注2) 延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合は、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（この加算した割合が年7.3%以上の場合は年7.3%の割合）となります。
- (注3) 算出した延滞金の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。また、算出した延滞金の額が、1,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

※ 延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

3 御注意

口座振替の取りやめ、金融機関の変更、口座番号の変更などの申込みをされる場合に、申込み日によっては、申込み直後の納期（月）分について御希望に添えないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

● 保育園等副食費の遅延損害金について

納付期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、一の期（月）の納付額（この納付額が2,000円未満の場合にはその全額を、納付額が2,000円以上の場合でも1,000円未満の端数金額は切り捨てます。）に民法（明治29年法律第89号）に定める利率を乗じて算出します。

ただし、算出した遅延損害金が1,000円未満の場合にはその全額を、算出した遅延損害金が1,000円以上の場合でも100円未満の端数金額は切り捨てます。

納付場所（下記の納付場所は、令和5年4月1日現在のものです。
（金融機関等の名称に変更があった場合は、読み替えてください。）

◎金融機関

1 全 店 舗

- (銀 行) 広島、伊予、愛媛、西京、山陰合同、四国、中国、鳥取、西日本シティ、百十四、みずほ、三井住友、三菱UFJ、もみじ、山口、りそな
- (信託銀行) みずほ
- (信用金庫) 呉、広島
- (信用組合) 広島県、広島市、広島商銀
- (農業協同組合) ひろしま、広島市
- (その他) 中国労働金庫、
広島県信用漁業協同組合連合会
- 2 中国5県内の店舗
- (銀 行) ゆうちょ (郵便局含む。)
- 3 広島県内の店舗
- (銀 行) 福岡
- (信用組合) 朝銀西

◎広島市役所

- (1)保育料
区役所福祉課、収納対策部、
区役所出張所、市税事務所、税務室
- (2)保育園等副食費
区役所福祉課、区役所出張所

I HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI
ASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI
SHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI
HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI

◎コンビニエンスストア等（全国各店舗）

セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン、ポプラ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、MMK(マルチメディアキオスク) 端末設置店(ただし、無人端末機を除く)、スリーエイト、生活彩家、くらしハウス、セイコーマート、ハマナスクラブ

◎スマートフォン決済アプリ

PayPay、LINE Pay、PayB

- ※ コンビニエンスストア等の店舗では、原則として上記「スマートフォン決済アプリ」を利用した納付はできません。
- ※ (株)電算システムとコンビニエンスストア等とは代行業務を行うための「料金収納業務契約」を結んでいます。
- ※ 領収書及びレシートは払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。
- ※ 以下の納付書については、コンビニエンスストア等では納付できません。
- ・バーコード印字がない
 - ・バーコードが読み取れない
 - ・金額が30万円を超えている
 - ・金額を訂正している
 - ・取扱有効期限を過ぎている

※ 納付される日によっては、表面記載の金額に延滞金等を加算して納付しなければならない場合がありますが、コンビニエンスストア等では、この加算すべき延滞金等を納付することができません。
納付できなかった延滞金等については、改めて納付していただくことになります。

HIKOSHIMASHI HIKOSHIMASHI HIKOSHIMASHI HIKOSHIMASHI HIKOSHIMASHI HIKOSHIMASHI HIKOSHIMASHI
SHI HIROSHIMASHI HIROSHIMASHI 開け方
IMASHI HIROSHIMASHI HIF

開け方



オモテ上から



オモテ下から



オモテ・上下の2回開けてください。